

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和39年7月1日から同年10月8日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県庁における資格取得日に係る記録を39年7月1日に、資格喪失日に係る記録を39年10月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月6日から41年9月5日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A県庁(B部、C部)で臨時的任用職員として勤務し、健康保険証を所持していた記憶がある。厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A県が保管する申立人の人事記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月6日から同年6月5日まではB部に、39年6月8日から同年10月7日まではC部に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる。

A県は、「A県庁が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年7月1日以降、2月以上の雇用期間を定めて任用される臨時的任用職員については厚生年金保険の加入対象としている。」としており、申立人は、申立期間のうち臨時的任用職員として勤務していた39年7月1日から同年10月8日まで、厚生年金保険の加入対象であったものと考えられる。

また、被保険者資格の得喪の届出及び保険料の納付について同室は「保存期間経過により関係書類は廃棄されており、手続等の状況は不明であるが、申立期間のうち昭和39年7月1日以降に臨時的任用職員として勤務した期間には、保険料を控除していたと考えられる。控除した保険料については機械的に納付

しており、保険料については社会保険事務所に納付したはずである。」として  
いることから、申立期間のうち昭和 39 年 7 月 1 日から同年 10 月 8 日までの厚  
生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

当該期間の標準報酬月額については、A 県庁が厚生年金保険の適用事業所と  
なった昭和 39 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得した同年代の臨時的任用職員  
の社会保険事務所の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業  
主は、保険料を納付したはずであると主張しているが、当該期間の被保険者名  
簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の  
記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保  
険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提  
出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当  
該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ  
資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立  
人に係る昭和 39 年 7 月から同年 9 月までの保険料の納入の告知を行っておら  
ず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認め  
られる。

一方、昭和 39 年 4 月 6 日から同年 7 月 1 日までの期間について、申立人が  
A 県庁の臨時的任用職員として勤務していることは確認できるものの、A 県庁  
が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同年 7 月 1 日である上、申立人が  
保険料を控除されていたことを裏付ける同僚及び関係者の供述を得ることが  
できない。

また、申立人は、昭和 39 年 10 月 8 日から 41 年 9 月 5 日までの期間につい  
ても、A 県庁で臨時的任用職員として勤務していたとしているが、上記人事記  
録から勤務の実態を確認することができない。

さらに、昭和 39 年 4 月 6 日から同年 7 月 1 日までの期間及び 39 年 10 月 8  
日から 41 年 9 月 5 日までの期間について、A 県庁に係る健康保険厚生年金保  
険被保険者原票に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は見当たらないほか、  
申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、保険料を控除されてい  
た事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申  
立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 39 年 7 月から同年  
9 月までの期間を除く期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控  
除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から44年2月までの期間及び44年7月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から44年2月まで  
② 昭和44年7月から51年3月まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②について未納との回答を得た。特例納付によりまとめて国民年金保険料を納付したのに、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母からの援助に自分の所持金を加えて、申立期間を含む当時未納となっていた期間の国民年金保険料を一括して特例納付したとしているが、納付時期、納付場所等の記憶は定かでない。

また、附則4条納付者リスト(第3回特例納付に係る記録)によれば、昭和38年4月までの保険料納付は確認できるが、申立期間①及び②の保険料を特例納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人が昭和55年11月以降に居住していたA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間直前の36年4月から38年4月までの期間は納付済みとなっているが、申立期間①及び②については未納となっており、これらの記録は、オンライン記録とも一致していることから、記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合

的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年3月まで  
社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について未加入との回答を得た。20歳となった昭和40年\*月に、両親が国民年金の加入手続を行い、納付組織を通じて保険料を納付してくれていたはずであり、未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA町が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において、申立期間を経過した昭和49年6月29日に払い出されており、47年1月1日までさかのぼって資格取得をしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間において大学生であり、国民年金の任意加入期間となることから、昭和49年6月時点において、申立期間までさかのぼって資格を取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、詳細が不明であるほか、申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 21 日から 51 年 9 月 13 日まで

社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A市役所で臨時的任用職員として、市民会館、教育委員会、市内の複数の保育所などで勤務していたと記憶している。申立期間以外にA市役所で臨時的任用職員として勤務していた期間には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間の加入記録が漏れているのではないかと思う。調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人がA市役所の臨時的任用職員として勤務していたと主張する昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 6 月 1 日まで、50 年 6 月 23 日から同年 8 月 21 日まで、51 年 9 月 13 日から 52 年 7 月 1 日までの期間及び 52 年 10 月 1 日から 60 年 4 月 1 日までの期間は、同市役所において、厚生年金保険被保険者記録があるが、申立期間の被保険者記録は無い。

A市は、「申立期間当時、2月以上の雇用期間を定めて任用される臨時的任用職員については厚生年金保険の加入対象としていた。」としているが、申立期間の臨時的任用職員の人事記録、雇用に関する関係書類は、保存年限経過により、既に廃棄されており、申立期間における申立人のA市役所での配属部署、勤務期間などの勤務の実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間のうち、市内の複数の保育所で、産休代替な

どの臨時的任用職員として勤務した際に、産休を取得した保育士の氏名を複数名挙げているが、連絡が取れた保育士は申立人が勤務したことは記憶しているものの、具体的な勤務期間は記憶しておらず、申立期間において、申立人が2月以上の雇用期間を定められた臨時的任用職員であったと確認できなかった。

このほか、申立人は、申立期間において、市民会館、教育委員会などで臨時的任用職員として勤務したと主張しているが、それぞれの部署での具体的な勤務期間、同僚の氏名を記憶していない。そのため、A市役所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時の被保険者に照会したが、申立人が、これら部署で勤務していたことは記憶しているものの、申立期間において、2月以上の雇用期間を定められた臨時的任用職員であったか否かは不明としている。

さらに、A市が保管している申立期間に係る社会保険被保険者台帳（臨時的任用職員の厚生年金保険及び失業保険の被保険者資格の取得年月日、喪失年月日等を記載）の記録は、オンライン記録と一致しており、健康保険の整理番号にも欠番が無い。

これらのことから、申立人は、申立期間において、2月以上の雇用期間を定められ、間断無く、A市役所で臨時的任用職員として勤務していたとは認められない。

なお、申立人は、給与明細書等の関係書類を所持しておらず、ほかに申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。